



よくある質問にお答えします



いつから健康保険証として使えるようになるの？

健康保険証としての利用は、2021年3月から順次始まる予定です。
利用するための申込は、マイナポータルでできます。



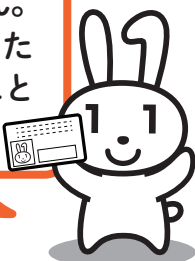
どこの病院や薬局で使えるの？

2021年3月から、医療機関・薬局などで、マイナンバーカードの健康保険証利用が順次可能となる予定です。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続することはできない仕組みになっています。



マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイ ナン バー

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難による
マイナンバーカードの
利用停止については
**24時間
365日受付!**



▼一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about My Number System

0120-0178-26

マイナンバーカード等

Inquiries about My Number Card etc.

0120-0178-27

マイナンバーカードの
↓申請方法はこちら↓



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

2021年3月(予定)から

マイナンバーカードが

健康保険証として 利用できるようになります!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

公的個人認証サービスPRキャラクター
マイキーくん



2021年3月(予定)から マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!



1 マイナンバーカードを カードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの 医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子
証明書により医療保険の資格をオンラインで
確認します。

利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として
利用するためには、申込が必要です。利用
の申込は、マイナポータル*でできます。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索や
オンライン申請がワンストップできたり、行政からの
お知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの
中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)
は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイ
ナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療
情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

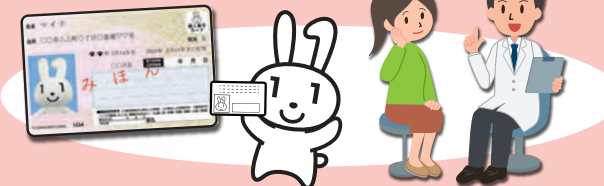
ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。



どないいいことが? 6つのメリット

POINT! 1 健康保険証として ずっと使える!

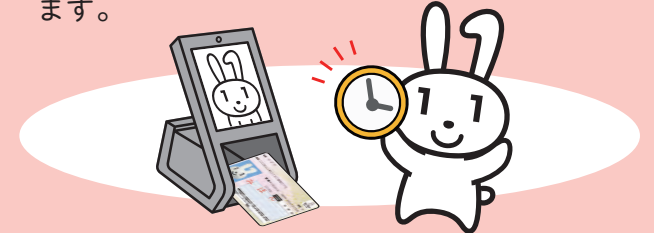
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、
引越しても保険証の切替えを待たずに
カードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT! 2 医療保険の資格確認が スピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療
保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の
受付における事務処理の効率化が期待でき
ます。



POINT! 3 手続きなしで限度額以上の 一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度
における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT! 4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、2021年3月(予定)から
自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から
自分の薬剤情報を確認できるようになります。

※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期
が異なります。

本人が同意をすれば、初めての
医療機関等でも、今までに
使った薬剤情報や特定健診情
報が医師等と共有できます。



POINT! 5 医療保険の 事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が増えるなど、
医療保険者等の事務処理のコスト削減につな
がります。



POINT! 6 マイナンバーカードで 医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報
を確認できるようになります(2021年10月予定)。
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費
控除の手続で、マイナポータルを通じて自動入
力が可能になります。

